

第 98 回天皇杯 2 回戦にご来場いただくファン・サポーターのみなさまへ

(一社) 香川県サッカー協会

両チームのファン・サポーターのみなさまに安全で快適にご観戦いただくためご協力くださいますようお願いいたします。

■開場

17:00 (予定)

■試合開始

19:00 (予定)

■当日券販売開始

16:00

■ご来場に際して

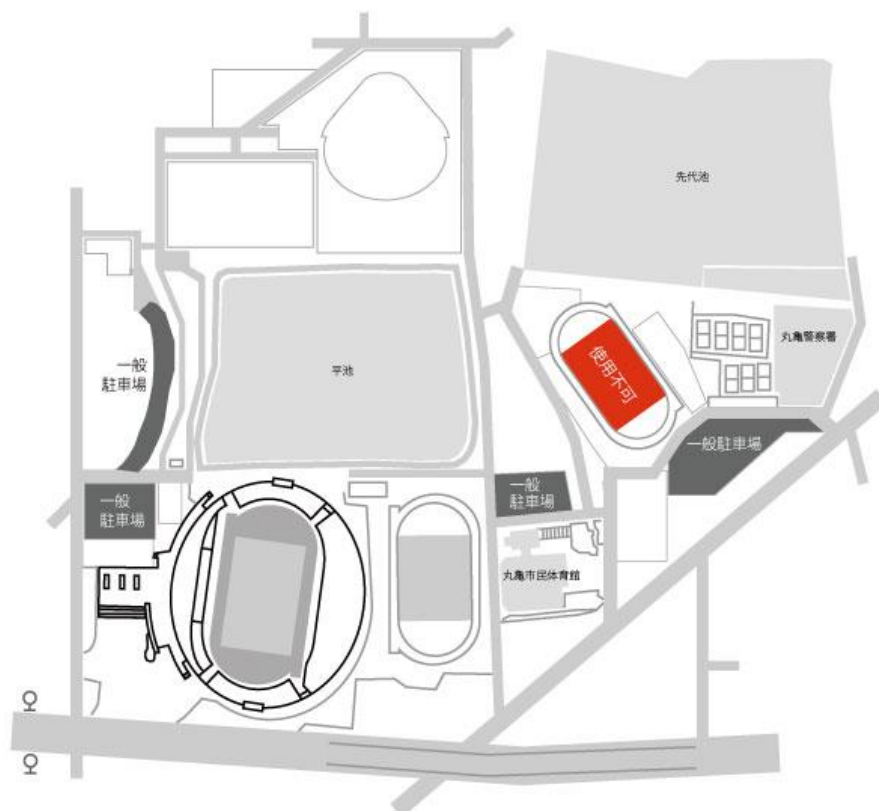
大変混雑が予想されます。時間には余裕を持ってお早めにご来場ください。

■駐車場について

15:00 利用開始 (予定)

大勢の方がご来場されます。駐車場には限りがありますので、ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。近隣の商業施設等にはくれぐれも駐車されないようお願いいたします。満車の場合は、JR 丸亀駅周辺の公共駐車場をご利用ください。

なお、シャトルバスの運行はありません。丸亀コミュニティバス等をご利用ください。



■入場・再入場口

メインスタンド MAIN 6 ゲート

バックスタンド BACK 6 ゲート、12 ゲート

※入場口では手荷物検査にご協力ください。

※再入場される際、ゲートにてチケットの半券を確認させていただきます。外に出られる際には、必ず半券をお持ちください。

■入場待機列

事前に貼ったシート等は、列整理の際に必ず剥がしてください。

シート等の剥がれ、紛失等については、一切の責任を負いませんので各自で管理してください。

■入場後の席の確保

ガムテープによる席の確保は禁止です。

当日は大変混雑が予想されます。できるだけ詰めてお座りいただきますようご協力お願いいたします。

■ベンチ位置について

カマタマーレ讃岐 南側ベンチ

横浜 FC 北側ベンチ

■スタジアム内への持ち込み禁止物

(1)ビン、缶、701ml を超えるペットボトル（中身は入場ゲートにご用意する紙コップに移して入場ください。なお、水筒の持ち込みは可能です。）

(2)ガスホーン、レーザーペン、ホイッスル、ブブゼラ等、競技の進行を妨害するおそれのあるもの

(3)発煙筒、爆竹、花火、その他の危険物またはそれに類するもの

(4)紙吹雪、紙テープ、風船

■横断幕・楽器などの事前搬入

事前搬入は行いません。

■横断幕掲出可能エリア

○サイドスタンド

スタンド前部の手すりに吊り下げてください。一番上の手すりに取付可能です。風で浮き上がる可能性のあるものは、重り等で下部を固定させていただきます。

スタンド掲揚ポールは使用禁止です。

テープ類の使用は禁止です。

○バックスタンド

スタンド前部の手すりの一番下のバーに吊り下げてください。

中央部の大会横断幕の左右 5mは取付禁止です。

最上部フェンスへの設置は可能です。フェンスに登るのは危険なため、必ず脚立を使用して設置してください。

スタンド内の手すりは設置禁止です。

ゲート、非常口、通路をふさぐ形での設置は禁止です。

テープ類の使用は禁止です。

■ビッグフラッグについて

座席等に揚げたままの状態にすることは禁止です。

■禁止行為・遵守事項・入場の拒否等

禁止行為

- (1) 正当なチケット又はア krediyteeshonkard等 を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むこと、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的とすると思われるその他の物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を持ち込むこと、又は飛行させること。（施設外からの操作を含む）
- (7) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (8) 動物の類（盲導犬・聴導犬を除く）を持ち込むこと。
- (9) 政治・思想・宗教・軍事的な主義、主張、観念を表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (10) 酩酊し、又は他者（審判、参加選手、役員、警備員等を含む。）を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (11) 他人の名誉を棄損毀損、侮辱し、プライバシーを侵害する、又はそのおそれのある物品を持ちこみ、又は行為すること。
- (12) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (13) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (14) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物件を破壊し、損傷し、汚損し、又はみだりに操作すること。
- (15) 面会を強要し又は居座ること。
- (16) 通行の妨害となる行為をすること。
- (17) 所定の場所以外で喫煙をすること。
- (18) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪をすること。
- (19) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為をすること。
- (20) 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (21) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む。）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (22) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影をすること。
- (23) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (24) 試合の運営又は進行を妨害し、他人（審判、参加チーム、サポーターその他一切を含む）に迷惑

又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備員が認める行為をすること。

遵守事項

- (1) チケット又はアクレディテーションカード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査を求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、又は発生することが予想される場合は、警備員又は治安当局の指示、案内、誘導に従うこと。

入場の拒否等

- (1) 運営・安全責任者は、第4条又は第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設からの退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置をとることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される本協会主催試合についての入場を拒否することが出来る。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられた者は、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。